【参考例】

防犯カメラ設置・運用規程

１　趣旨

　　この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、○○○○が○○（場所、施設）に設置する防犯カメラに関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置及び運用を図るものとする。

２　設置目的

　　防犯カメラは、○○（場所、施設）における犯罪や事故の防止のために設置する。

* 施設管理や防災など、他の設置目的がある場合は列挙します。

３　設置場所等

　(１) 設置場所及び設置台数

　　　 別紙「配置図」のとおり、○○（場所、施設）に○台の防犯カメラを設置する。

* 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。

　(２) 設置の表示

　　　 防犯カメラの撮影区域のよく見える位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示し、表示板には、設置者名を記載することとする（別紙「表示板」参照）。

４　管理責任者等

　(１) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

　(２) 管理責任者は、○○○○とする。

　(３)　管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

　(４) 操作取扱者は、○○○○とする。（又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」）

 (５) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア　本規定に基づき、防犯カメラ及び画像を適切に管理すること。

　　 イ　画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないこと。また、防犯カメラの管理に従事する他の者や操作取扱者が、画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないように必要な措置を講じること

（当該役職でなくなった後も同様。）。

※管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(３)と(４)は不要です。

５　画像の管理

(１) 保管場所

　　　録画装置の保管場所は、○○○○○とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理することとする。

(２) 記録媒体の管理

　　　記録媒体を記録装置から取り出した場合は、施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。

(３) 画像の不必要な複製等の禁止

　　　記録された画像の不必要な複製や加工をしてはならない。

(４) 保存期間

　　　保存期間は、○週間とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

(５) 画像の消去

　　　保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

　　　記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

６　画像の利用及び閲覧・提供の制限

(１)　記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。

　　 また、次の場合を除き第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止する。

　 ア 法令に基づく場合

　イ　人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ　捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

エ　 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

　(２)　閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元確認を行うとともに、別紙「画像提供記録書」に日時、相手先、目的、画像の内容等を記録し、○年間保存する。

７　苦情等への対応

　　設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

８　業務の委託

　　防犯カメラの運営に関する業務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、受託者に本規定を遵守させ、情報漏えいの防止やプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を徹底させるものとする。

９　保守点検

　　防犯カメラの機能維持のため、○か月ごとに保守点検を行うものとする。

【表示板の例】

|  |
| --- |
| **防犯カメラ作動中** |
| ○○町内会 |

【画像提供記録書の様式例】

|  |  |
| --- | --- |
| 提供日時 | 　　年　　月　　日　　　　　時　　分 |
| 提供先 | 所属機関 |  |
| 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 画像内容 |  |
| 録画時間 | 　　　　　～　　　　　　（　　　時間　　分　　秒） |
| 提供方法 | □閲覧のみ　　□記録媒体複製（　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 提供理由 |  |
| 身分確認 |  |
| その他 |  |
| 取扱者氏名 |

防犯カメラ設置・運用規程

１　趣旨

　　この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、　　　　　　　　　　　　　　に設置する防犯カメラに関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置及び運用を図るものとする。

２　設置目的

　　防犯カメラは、　　　　　　　　　における犯罪や事故の防止のために設置する。

３　設置場所等

　(１) 設置場所及び設置台数

　　　 別紙「配置図」のとおり、　　　　　　　　　に　台の防犯カメラを設置する。

　(２) 設置の表示

　　　 防犯カメラの撮影区域のよく見える位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示し、表示板には、設置者名を記載することとする。

４　管理責任者等

　(１) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

　(２) 管理責任者は、　　　　　　とする。

　(３)　管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

　(４) 操作取扱者は、　　　　　　とする。

 (５) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア　本規定に基づき、防犯カメラ及び画像を適切に管理すること。

　　 イ　画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないこと。また、防犯カメラの管理に従事する他の者や操作取扱者が、画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないように必要な措置を講じること。

※管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(３)と(４)は不要です。

５　画像の管理

　(１)　保管場所

　　　 録画装置の保管場所は、　　　　　　　とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理することとする。

(２) 記録媒体の管理

　　　記録媒体を記録装置から取り出した場合は、施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。

(３) 画像の不必要な複製等の禁止

　　　記録された画像の不必要な複製や加工をしてはならない。

(４) 保存期間

　　　保存期間は、　　週間とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

(５) 画像の消去

　　　保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

　　　記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

６　画像の利用及び閲覧・提供の制限

(１)　記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。

　　 また、次の場合を除き第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止する。

　 ア 法令に基づく場合

　イ　人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ　捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

エ　画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

　(２)　閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元確認を行うとともに、別紙「画像提供記録書」に日時、相手先、目的、画像の内容等を記録し、　　年間保存する。

７　苦情等への対応

　　設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

８　業務の委託

　　防犯カメラの運営に関する業務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、受託者に本規定を遵守させ、情報漏えいの防止やプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を徹底させるものとする。

９　保守点検

　　防犯カメラの機能維持のため、　　か月ごとに保守点検を行うものとする。